

■会長あいさつ

公益社団法人静岡県建築士会 会長／西山昌行



明けましておめでとうございます。

会員の皆様には良いお年をお迎えのこととお慶び申し上げます。又、日頃の建築士会活動へのご理解・ご協力に対しまして厚くお礼申し上げます。

さて、昨年はいわゆるアベノミクスなる経済効果に社会が大きな期待を寄せた一年でありました。更に、本年四月からの消費税増税も相まって、あまたの需要を生み出した年でもありました。我々建築業界においてもその影響で多忙な方々も多かろうと思えます。多忙な中であっても自己研鑽を忘れることなく、日頃培った知識を大いに発揮して業務に励んで頂きたいと思えます。

我が建築士会は新しい法人格となって早や二年が経過しようとしています。この間、関係法令上従来とは異なった会務運営を求められる点が多々あり、役員及び事務局一同としてはその実施に苦勞してきたところですが、時間の経過とともに漸く慣れてきた次第です。ご迷惑をお掛けしてきた点もあったかと思えますが、今後はより円滑な運営が可能になると思えます。

組織改革及び新法人への移行に合わせ、ブロック化の推進と財務問題を重点課題として取り組んでまいりました。新しい会費体系の下、三年が経過する中で各委員会を始め担当組織は、士会活動の更なる活性化を念頭に効率のよい事業運営を心掛けて来ました。ブロック化の推進は即ち、活発なブロック活動を意味します。そして、事業内容によっては全ての活動をブロック単位で実施するよりは、地域と密着した地区組織が適切な場合も多々あります。ブロックと傘下の地区組織が効率よく協働しながら活発なブロック・地区活動を推進していきます。

しかしながら、限られた予算の中で多くの会員の皆様に満足頂ける事業の企画・立案は中々大変です。

どのような事業を、或いは企画を望んでいるのか、皆様の幅広いご意見を参考にしながら魅力ある事業を展開していきたいと考えます。

事業に大きく関わる財務ですが、新しい会費体系により財務問題が全て改善されたわけではありません。が、組織改革までは恒常化していた積立金取り崩しを前提にした予算立ては改められ、法人全体としての健全な財務内容を基礎とした運営方針は今後も堅持していきます。更なる効率のよい事業執行及び経費節減は当然ですが、円滑な会務運営を考える時、年度早期における100%の会費納付が強く求められます。

25年度の予算では収益に占める会費割合は約30%です。他は事業による収益となるので、本格的に事業が開始されるまでの会務運営費は会費が主たる原資となります。その為、納付率の向上及び収納事務の軽減化をも併せ、銀行口座からの自動引き落としをお願いしているところです。皆様には是非ともこの状況をご理解頂き、口座引落へのご協力を重ねてお願いする次第です。

行政受託収益が大きな割合を占めている現状ですが、この収益構造が今後何年も続くとは保証されていくわけではありません。このことを考える時、会費を主たる原資とした会務運営のあり方について真摯に検討することは非常に重要であり、今後の大きな課題と考えます。

結びに、今年が皆様にとって更に良い年となりますことをご祈念申し上げます、新年の挨拶と致します。

■新しい年を迎えて

静岡県くらし・環境部建築住宅局長／諏訪久男



あけましておめでとうございます。

公益社団法人静岡県建築士会の皆様におかれましては、爽やかな新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日ごろから、県の建築住宅行政の推進につきまして、格別の御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

東日本大震災を教訓とし、国から公表された南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、今後の地震対策を効果的に進めるため、本県における人的・物的被害を推計した「第4次被害想定」を昨年公表いたしました。

被害想定では、地震発生後の津波による被害が甚大となり、建物倒壊による死者は最悪の場合、約7,800人にもなると想定されております。

この中では、防災対策の効果についても示されておりますが、住宅の耐震化率を95%まで向上させることにより、死者数は約60%減少できると見込まれており、地震の揺れによる建物倒壊から県民の命を守るためには、住宅や建築物の耐震化が非常に重要になることから、県がこれまでに進めてきたプロジェクト「TOUKAI-0」事業などの地震対策の一層の促進が必要と認識しております。

特に、「わが家の専門家診断」事業を始めとする住宅の耐震化事業や、「応急危険度判定」の震災対策事業への取組みは、貴会の皆様の卓越した組織力と技術力に裏付けられたものであり、今後とも引き続き、住宅や建築物の耐震化の推進に御協力をお願い申し上げます。

また、平成21年度に発覚した引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場に関する建築基準法第48条の用途規制違反に関しては、事業者からの同法第12

条第5項に基づく報告書の提出を求めているところでありますが、引き続き、建築物の安全の確保に向け、貴会と連携し違反对策を進めてまいります。

さらに、豊かな美しい暮らし空間を実現するため、多様なライフスタイルや家族構成の変化に応じた新しい住まい方として、自然との触れ合いや家族との団らん、地域とのつながりを大切にした生活と自然が調和する「家・庭一体の住まいづくり」を、貴会と連携し推進してまいります。

今後とも住宅や建築物の安全性と信頼性を確保するため、貴会に一層の御尽力と御協力をお願いするとともに、貴会の御発展と会員の皆様の御繁栄、御健勝を祈念し、新年の挨拶といたします。

